

公 告

熊本県公告第591号

熊本県卸売市場条例（昭和46年熊本県条例第67号）第20条第1項第3号の規定により次のとおり役員の変更の届出があったので、同条例第37条の規定により公告する。

平成15年8月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

法人名 大海水産株式会社

	役職名	氏 名	住 所
新	専務取締役	上 西 敏 之	熊本市大江一丁目24番36号1402
	監 査 役	真 部 誠 司	福岡市中央区赤坂二丁目1番8号702
旧	専務取締役	西 山 和 宏	熊本市中唐人町29番地505
	監 査 役	御手洗 一 宇	福岡市中央区大濠一丁目12番5号402

熊本県公告第592号

芦北町長竹崎一成から認可の申請があった国見地区（1工区）の換地計画については、平成15年8月4日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。関係権利者で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し出ることができる。

平成15年8月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成15年8月14日から
平成15年9月10日まで
- 2 縦覧の場所 芦北町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第593号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定に基づき、城南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（城南都市計画区域マスタープラン）に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成15年8月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
城南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（城南都市計画区域マスタープラン）
- 2 開催日時
平成15年9月12日（金曜日）午後7時から
- 3 開催場所
城南町役場3階大会議室 城南町宮地1050
- 4 対象市町
城南町
- 5 公述の申出について
城南都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入のうえ、来る9月8日までに、熊本県宇城地域振興局土木部企画調査課（松橋町久具400-1）に提出しなければならない。
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は公述できない。また、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。この場合、その旨を本人に通知する。
公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。
- 6 傍聴について
傍聴希望者は、公聴会の開催予定時刻までに、開催会場において受付のうえ、会場に入ることができる。
入場は受付順とし、50人程度入場できる。
なお、会場には駐車場がないので、公共交通機関を利用のこと。